愛の手帳３度、４度の知的障害者の医療費軽減の早期実施を求める意見書

愛の手帳３度、４度の知的障害者の医療費軽減の早期実施を求める意見書

現在、東京都においては、愛の手帳（療育手帳）１度及び２度の知的障害者に対しては医療費の自己負担分が全額助成されている一方、３度（中度）及び４度（軽度）については、健常者と同様に医療費の３割を自己負担する状況にある。

東京都福祉保健基礎調査「障害者の実態調査」によれば、愛の手帳３度・４度の知的障害者の収入水準は著しく低く、通院に係る医療費の負担が生活を圧迫している実態が明らかとなっている。

世帯によっては、給食費の支払いにも支障を来しているとの声も寄せられている。

全国では、３度まで助成対象としている県が10県程度あるほか、東京都では18歳までの医療費を無償化するなど、軽度の障害者にとって医療費軽減に対する期待はさらに高まっている。

しかし、この課題をめぐっては、令和元年、令和３年、令和６年と３回にわたり、都議会において軽減を求める請願・陳情が継続審査となっており、当事者及びその家族の間では、物価高騰が続く中で、「親亡き後」も通院できるかといった不安がますます募っている。

よって府中市議会は、東京都に対し、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

１　愛の手帳３度及び４度の対象者に対する医療費助成制度を早急に創設し、自己負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

様

東京都府中市議会議長

佐　藤　新　悟